

被災者支援に関連する取組状況の情報提供・議論について

内閣府(防災担当)



備えるチカラ

#まいにちぼうさい



災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

避難者に対する福祉的支援の充実



- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、**今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。**

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範囲の拡大）にて対応

DWAT（災害派遣福祉チーム）



<事務局>

中央センター（現在は全国社会福祉協議会）・都道府県事務局
: DWATの全国派遣を調整

<構成員>

社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等

<活動内容>

被災要配慮者への相談支援、日常生活上の支援等

派遣、活動

	災害救助法	DWAT活動範囲
避難所		
在宅・車中泊※	拡大 (法改正)	(ガイドライン改訂)

※ これまでも、在宅等で避難する要配慮者に対し、被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われてきた

（参考）災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の種類等）
第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。
一 避難所及び応急仮設住宅の供与
二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
四 医療及び助産
五 被災者の救出
六 福祉サービスの提供
七 被災した住宅の応急修理
八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
九 学用品の給与
十 埋葬
十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
十二 2～4 （略）

（参考）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（避難所における生活環境の整備等）
第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 （略）

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）
第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
2 （略）

災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただいているところ。
- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。



令和 8 年度概算要求等における主要事項

約200億円（令和 7 年度予算額 約146億円）
※内閣官房防災庁設置準備室経費（約1.2億円）を含む。

I「防災庁」（仮称）の設置を見据えた災害対応力の充実・強化

（１）避難生活環境の抜本的改善など被災者支援体制強化

- 「災害対応車両登録制度」の充実・登録促進
 - ・災害対応車両登録制度の運用改善や普及・啓発を行う。【150百万円(43百万円)】
- 「罹災証明コーディネーター等派遣制度」の創設
 - ・罹災証明書の交付を支援するコーディネーター（支援の経験者等）を登録し、発災時に被災自治体のニーズに応じて派遣する。【92百万円(新規)】
- プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄の充実
 - ・必要な備蓄品目の追加や生活環境整備に必要な物資機材の備蓄の充実。【655百万円(新規)】

（２）産官学民連携体制の構築、防災教育や人材育成の推進

- 官民連携による被災者支援体制整備
 - ・「被災者援護協力団体登録制度」の充実、災害中間支援組織の整備・強化、避難生活支援リーダー/サポーター研修の全国展開や研修修了者の活用等を実施。
【692百万円(315百万円)】
- 地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進
 - ・地方自治体、住民等が連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施個所数を拡充するとともに、デジタル防災教育を推進。
【756百万円(585百万円)】

（３）防災DX の推進

- 防災デジタルプラットフォームの構築
 - ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の運用・整備、活用促進等。【1,440百万円(956百万円)】
- 災害画像の集約・共有・活用の仕組み構築による初動対応の充実
 - ・空撮画像等からの確かな災害対応に必要な情報の集約・分析を行い、迅速に被害の全体像を把握し共有する仕組みを構築するプロジェクトを推進。【120百万円(新規)】

（４）大規模災害対策の充実

- 自治体における事前防災力強化の支援事業
 - ・地域の課題を踏まえた先進的な防災計画の策定等を支援。【300百万円(120百万円)】
- 船舶を活用した医療提供体制の充実
 - ・人材の育成・確保、資器材等の整備を更に進めるとともに、訓練による検証、体制の充実に係る調査検討を実施。【1,078百万円(97百万円)】

（５）国際防災協力の推進、防災産業の海外展開

- ・防災産業の海外展開支援の充実等を実施するとともに、2027 年秋のアジア太平洋防災閣僚級会議（日本開催）に向けた企画・検討を実施。
【368百万円(312百万円)】

II「防災庁」（仮称）の設置（事項要求）

※内閣官房から事項要求

令和 8 年度中の「防災庁」（仮称）の設置準備及び設置・運営に必要な経費及び組織・定員について、予算編成過程において検討。

防災庁設置に向けた予算要求の方向性

- 人命・人権最優先の「防災立国」の実現に向け、**「防災庁」の設置及びその施策の企画立案・実施体制の整備等に必要な予算を要求**

防災庁設置に向けた予算要求の方向性

【内閣官房（防災庁設置準備室）】

事項要求



【内閣府防災担当】

146億

200億

R 7 当初

R 8 概算要求

○『防災庁』の設置準備等に必要な経費

※防災庁の設置及びその施策の企画立案・実施体制の整備に必要な経費について、予算編成過程において検討

※内閣官房防災庁設置準備室からの事項要求

○ 主な新規・拡充施策例

- 「災害対応車両登録制度」の充実・登録促進 【150百万円（43百万円）】
⇒ 災害対応車両検索システム保守・改修、登録ステッカーの作成・配布など
- 官民連携による被災者支援体制整備 【692百万円（315百万円）】
⇒ 被災者援護協力団体登録制度の運用、災害中間支援組織の立ち上げ及び機能強化など
- 地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進 【756百万円（585百万円）】
⇒ 幼児期からの実践的な防災教育、地方出張による自治体への研修を強化、自治体への先手支援に向けた訓練など
- 防災デジタルプラットフォームの構築 【1,440百万円（956百万円）】
⇒ 新総合防災情報システムを活用した実践的な机上演習、47都道府県で新物資システムの現地研修・実地訓練など

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記(Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine)の頭文字をとったもの

登録制度の概要

- **災害対応車両**(以下「車両」という。)とは、発災時に、**避難所、仮設住宅**若しくは**トイレ**の用途に供され、又は、**食事、洗濯若しくは入浴サービス**を提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両**又は**災害対応車両調整法人**(発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。)のいずれか。
- 内閣総理大臣は、**車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか**等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、**データベース化し、自治体等へ共有**(下図①②)。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム(D-TRACE※)**を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整**(下図③④)。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担**(下図⑤)。
- 上記制度の骨格は、**告示(災害対応車両等登録規程)**で規定。**本年6月1日**より施行。
- 令和7年9月5日時点で、**災害対応車両は134台、災害対応車両調整法人は23法人**が登録済。

災害対応車両の例

※発災時に①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される**自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)**の車両をいう



キッチンカー



トレーラーハウス



ムービングハウス



トイレトレーラー



キャンピングカー



ランドリーカー



シャワートレーラー

登録制度イメージ



内閣府防災担当の令和7年度当初予算における機能拡充

令和8年度中の防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の令和7年度当初予算を倍増し、事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進める。
【約146億円（約73億円）】

1. 事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化

（1）避難生活環境の抜本的改善【約27.5億円（新規）】

○プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施

- ・迅速な物資のプッシュ型支援に向けて必要な経費をあらかじめ予算化。



段ボールベッドの例

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設 【約0.4億円（新規）】

- ・キッチンカー、トレーラーハウス、トイレトレーラー等を平時から登録・データベース化し、発災時にニーズに応じ迅速に提供。



トレーラーハウスの例

（2）官民連携や人材育成の推進

○官民連携による被災者支援の充実【約1.9億円（新規）】

- ・NPO等の登録・管理データベースの整備、団体登録制度の周知を図る普及啓発等のほか、ボランティア団体等の交通費を一部補助。



NPO等による支援の例
（炊き出し）

○避難生活支援・防災人材育成強化【約1.2億円】

- ・避難生活支援リーダー/サポーター研修の実施地域の大幅拡充や、研修修了者の活用の仕組みの構築に向けた検討。



避難生活支援リーダー/
サポーター研修

○地方自治体と連携した訓練・研修の拡充、防災教育の推進 【約5.1億円】

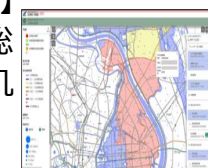
- ・地方自治体と連携した地震・津波防災訓練等の実施や自治体職員向けの研修受入れ枠・実施箇所数を拡充するとともに、デジタル防災教育の推進を図る。



（3）防災DXの加速

○防災情報システムの効果的な利活用促進【約2.2億円】

- ・次期物資支援システムの利活用促進の研修・訓練や、新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を活用した実践的な机上演習を推進。



SOBO-WEBのイメージ

※避難所に関する取組方針・ガイドラインを改定し、トイレの確保・管理、食事の質の確保、生活空間の確保、生活用水の確保に関する事項を規定(12月13日)

2. 災害対応の司令塔機能の強化

○関係省庁による事前防災対策を推進する仕組みの創設（事前防災対策総合推進費）

【約17.0億円（新規）】

- ・関係省庁による事前防災対策を推進するため「事前防災対策総合推進費」を創設し、事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進。

避難所の生活環境の抜本的改善を含む災害対応体制の強化（R6補正予算）

南海トラフ地震や首都直下地震などの次なる大規模災害も見据え、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえつつ、避難所の生活環境改善をはじめとした災害対応体制の強化を進める。

経済対策での取組

令和6年度補正予算案（内閣府防災）：350.5億円※

※災害救助費等(288.5億円)を含み、新地方創生交付金を含まず

新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）1,000億円の内数
→地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進。

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄 13.6億円
→立川防災合同庁舎に加え、全国7カ所に温かい食事を提供するための資機材等の備蓄拠点を整備。

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設 0.6億円
→平時からの登録・データベース化により、発災時における迅速な支援を可能とする。

避難生活支援リーダー／サポーター研修の拡充 0.2億円
→地域ボランティア人材に対する研修の実施地域を大幅に拡充。

被災者支援団体への活動経費助成事業 2.8億円
→NPO・ボランティア団体等の交通費の一定額を補助。

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備等 23.6億円
→「防災デジタルプラットフォーム」実現に向けた機能強化

トイレ、温かい食事、ベッド・風呂を発災後速やかに配備できるよう平時からの官民連携体制を構築



快適なトイレ



温かい食事



パーティション



段ボールベッド等

避難生活を要因とする災害関連死等の減少

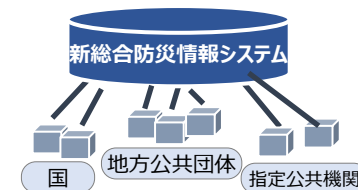
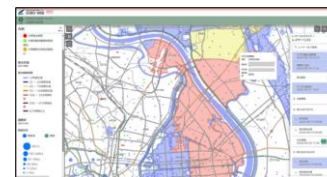


炊き出しを行う支援団体



住家の片付けを行う一般ボランティア

迅速な情報収集による対応力強化



令和7年度以降の取組

令和8年度中を予定している防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で抜本的に強化し、避難生活環境の整備、地域防災力の強化、防災DXの推進等の重要課題への対応を強化していく。

災害関連死の死因・経緯における個別の事情について（災害関連死事例集（増補版）より）

災害関連死の死因・経緯における個別の事情について （南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書等より）

対象事例(N=127)の内訳:東日本大震災=17、熊本地震=20、平成30年7月豪雨=41、令和元年台風第15号=12、令和元年台風第19号=27、その他=10

	発災後1週間以内(n=22)	発災後1週間以上～1か月以内(n=21)	発災後1か月以上～3か月以内(n=33)
死因	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等)10名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など)2名 内因性の急死、突然死等 4名 感染症(敗血症)1名 その他(熱中症3名含む) 5名	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等)4名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など)9名 内因性の急死、突然死等 4名 自殺 2名 その他 2名	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等) 12名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など) 12名 感染症(敗血症など)1名 腎尿路生殖器系疾患(腎不全など) 2名 その他 6名
災害関連死に至った経緯における個別の事情 (重複計上あり)	自宅における生活 5名 車中泊 3名	転居・移転(入退院を含む)8名 介護施設の被災等に伴う転所 2名 自宅における生活 2名	転居・移転(入退院を含む)18名 介護施設の被災等に伴う転所 4名 病院の被災等に伴う転院 2名 自宅における生活 7名 車中泊 3名 病院、介護施設における生活 2名 避難所外での避難生活の継続(疲労やストレスの蓄積等)4名 被災のショック等 2名
	被災のショック等 5名	被災のショック等 4名 避難所等と自宅の住居生活による心身への負担 2名 被災者自身による復旧作業等による心身への負担 2名	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 6名 多量の塵灰の吸引 5名 停電 7名 断水 7名 施設損傷等による介護施設の影響 3名
	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 3名	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 2名	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 6名 多量の塵灰の吸引 5名 停電 7名 断水 7名 施設損傷等による介護施設の影響 3名
	停電 8名 断水 2名	停電 2名	被災時の負傷 2名 被災・避難時における過酷な状況(身体が水に浸かる等)2名
	病院の被災等により入院の受入れができず、初期治療が遅延 2名	服薬の中断 5名	服薬の中断 5名
			被災・避難時における過酷な状況(身体が水に浸かる等)2名

	発災後3か月以上～6か月以内(n=20)	発災後6か月以上～3年超(n=31)
死因	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等) 7名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など) 9名 自殺 1名 感染症(敗血症など) 1名 腎尿路生殖器系疾患(腎不全など) 1名 その他 1名	循環器系の疾患(心不全、くも膜下出血等) 6名 呼吸器系の疾患(肺炎、気管支炎など) 7名 内因性の急死、突然死等 1名 自殺 4名 感染症(敗血症など) 3名 腎尿路生殖器系疾患(腎不全など) 3名 消化器系疾患(肝不全など) 1名 その他 6名
災害関連死に至った経緯における個別の事情 (重複計上あり)	転居・移転(入退院を含む) 14名 介護施設の被災等に伴う転所 2名	転居・移転(入退院を含む) 30名 病院の被災等に伴う転院 2名
	自宅における生活 3名 車中泊 2名	自宅における生活 2名 車中泊 2名 応急仮設住宅における生活 3名 避難所外での避難生活の継続(疲労やストレスの蓄積等) 15名 被災のショック等 6名
	避難所外での避難生活の継続(疲労やストレスの蓄積等) 8名 被災のショック等 3名	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 5名
	被災者自身による復旧作業等による心身への負担 3名	停電 3名 施設損傷等による介護施設の影響 2名
	断水 2名	服薬の中断 2名 被災時の負傷 2名 被災・避難時における過酷な状況(身体が水に浸かる等) 3名 避難所における空調設備不足等による高温(低温)下での生活 2名
	服薬の中断 2名	

災害関連死を予防するために考えられる対策について（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書等より）

事前対策

○ハード対策

ライフライン・インフラの強靱化・耐震化
ライフライン施設の系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保
病院・介護施設の耐震化
マンション・高層建築物における防災力の向上
再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等を通じた自立・分散型システムの導入
緊急輸送・搬送体制の強化（物流事業者活用）

○ソフト施策

非常災害計画、業務継続計画（BCP）、避難確保計画の作成
避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・活用
十分な数の避難所確保・避難経路の確保
必要な物資等の備蓄・情報管理の整備
緊急輸送体制の確保
災害時に備えた燃料供給体制の確保
地域防災力向上のための人材育成・意識啓発

発災時対策

○ライフライン・インフラの復旧対策

○保健・医療・福祉支援（被災者の心身のケア体制の充実・向上）

DMAT（災害派遣医療チーム）等による病院支援・広域医療搬送支援

医療・福祉サービスの復旧

DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣・サポート拠点の整備による心のケア

DWAT（災害派遣福祉チーム）・福祉関係者による相談支援

在宅・車中泊避難者等の状況把握・支援

○避難所の良好な生活環境の整備

防寒対策・熱中症対策・感染症対策・衛生環境維持対策等

トイレ（介護用室内ポータブル型トイレ等も含む）・温かい食事

寝床・入浴支援（移動入浴車等も含む）

福祉避難所の設置・要配慮者スペースの確保

応急仮設住宅等のバリアフリー化

災害ケースマネジメントの実施

NPO法人・ボランティアとの連携

○避難所外避難者の支援

住民の属性や所在に関する情報収集

住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導

広域的な避難体制の整備・近隣の地方公共団体への一時的な受入

聴覚・視覚障害者や外国人等に対する情報提供・相談支援

防災庁設置準備アドバイザー会議

- 令和8年度中の防災庁設置に向け、防災関係分野において高度かつ幅広い知見を有する20名の専門家にて構成される「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方について議論を実施。計8回の会議を経て、令和7年6月4日に報告書を取りまとめた。

防災庁設置準備アドバイザー

(五十音順)

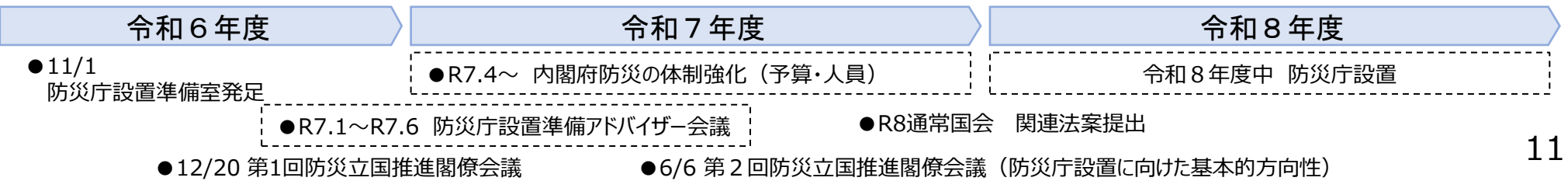
- 石井 美恵子 国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
- 白田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼 総合防災情報センター長
- 江口 清貴 神奈川県情報統括責任者(CIO) 兼 データ統括責任者(CDO)
- 大木 聖子 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
- 片田 敏孝 東京大学 大学院情報学環 特任教授
- 加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
- 河田 恵昭 関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
- 喜連川 優 情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
- 栗田 暢之 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/NPO法人 レスキュー・ストック・アード 代表理事
- 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
- 菅野 拓 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
- 鈴木 哲夫 ジャーナリスト
- 高橋 良太 全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長
- 榛沢 和彦 新潟大学 医歯学総合研究科 特任教授
- 坂 茂 建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
- 廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
- ◎ 福和 伸夫 名古屋大学 名誉教授
- 明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
- 山本 尚範 名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
- 矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

◎ 主査、○ 副主査

防災庁設置準備アドバイザー会議 開催経緯

- 第1回(2025年1月30日)
 - (1) 政府における防災施策・体制の現状等について
 - (2) 議論の方向性・論点、今後の進め方について
- 第2回(2025年2月17日)
 - (1) 災害対応における官民連携について
- 第3回(2025年3月25日)
 - (1) 大規模災害時における被災者支援体制について
- 第4回(2025年4月4日)
 - (1) 防災意識の向上について(防災教育・周知啓発)
 - (2) 防災DX、防災技術研究開発の推進について
- 第5回(2025年4月14日)
 - (1) 事前防災、防災体制の在り方について
- 第6回(2025年5月12日)
 - (1) これまでの振り返りについて
 - (2) とりまとめ骨子(案)について
- 第7回(2025年5月21日)
 - (1) とりまとめ(案)について
- 第8回(2025年6月3日)
 - (1) とりまとめ(案)について

全体スケジュール



防災庁設置の基本的な方向性

- 世界有数の災害大国である我が国において、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火など国難級の災害の発生が切迫する中、人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務。
- 国難級の災害に対しても死傷者や避難者を大幅に低減させ、必要な国家・社会機能を維持するため、平時からの事前防災の徹底が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として「防災庁」を設置。
- 防災庁は、内閣直下に設置し、平時からの政府全体の防災施策の実施をリードし加速するための勸告権等を有する専任の大臣の下、十分なエキスパート人材と予算を有する組織とする。

防災庁が担うべき政策の方向性、組織体制の在り方

○ 防災庁が担うべき司令塔機能 ～ 平時から復旧・復興までの一貫した司令塔機能 ～

I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起こり得る被害を先読みした
防災の基本政策・国家戦略の企画・立案

II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 地域レベルでの具体的なシミュレーションによる
災害リスク評価、計画立案
- 各主体による事前防災対策の抜け・漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告等による事前防災の推進

・建物等の耐震化 ・防災まちづくりと復興の事前準備
・スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等

III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など災害初動体制の構築
- 被災自治体への迅速な応援体制の構築
- 被災自治体のワンストップ窓口として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウを活かした継続的・包括的な被災地支援体制の構築

○ 防災庁が推進すべき主な取組

被災者支援
体制強化

防災DX推進

行動変容に向けた
防災教育・啓発

産官学民
連携体制構築

災害対応標準化
・人材育成

防災技術
研究開発・実装

国際展開

組織体制の在り方

- 内閣直下に設置、総理を助ける専任の大臣
- 平時からの各府省庁等への勸告権と尊重義務
- 施策の推進に必要な十分な人員・予算確保

- 防災のエキスパート人材の確保・育成、環境整備・処遇改善（プロパー採用・養成、民間等外部人材の登用）
- 南海トラフ地震等の大規模災害を念頭に、地域の支援強化、業務継続性の観点等も踏まえ、地域のレベルで産官学民が連携できる体制を構築

今後の進め方

令和7年夏以降	予算・機構定員要求
令和8年通常国会	関連法案提出
令和8年度中	防災庁設置

防災庁が推進すべき主な取組

平時から復旧・復興までの一貫した司令塔機能

- 地域レベルでの具体的なシミュレーションによる災害リスク評価、計画立案
- 初動体制や被災自治体への迅速な応援体制の構築
- 各主体による事前防災対策の抜け・漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネート
- 被災自治体のワンストップ窓口、継続的・包括的な被災地支援

モレ・ムラのない被災者支援の実現

- スフィア基準等を踏まえた備蓄強化など避難生活環境の抜本改善
- 避難所運営等に係る訓練実施・標準化
- 災害ケースマネジメント実施体制の構築
- 災害時における船舶を活用した医療提供体制整備
- 女性、高齢者、こども等様々な視点における課題検証、支援の在り方の検討の場の設置

行動変容に向けた防災教育・普及啓発

- 総合的・戦略的なコミュニケーションデザインの検討
- 幼児期からの実践的な防災教育（デジタル防災教育等）
- 地域が一体となったコミュニティ防災教育の推進
- 災害の記録・課題・教訓の継承等

デジタル防災技術の徹底活用（防災DX）

- 官民で活用可能な「防災デジタルプラットフォーム」の構築
- 被災者支援DXの推進（被災者データ等の収集等システム導入）
- 人工衛星、ドローン、生成AI等を活用した迅速な被害状況把握や災害対応の意思決定支援等のためのデジタル基盤構築
- 災害対応のリアルタイム記録、課題分析など、デジタル技術を活用した対策スキーム検討
- 自治体等における防災DX人材の育成等の体制構築

産官学民連携体制の強化

- 国・都道府県による自治体支援体制の強化
- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- 専門性・リソースを持つ民間企業等の参画拡大
- 災害支援に関わるNPO等との協働強化と参画拡大
- 産官学民関係者同士での平時から顔の見える関係等の構築

災害対応標準化・人材育成・訓練

- 災害現場における意思決定、支援体制、対応手順の標準化
- 関係機関と連携した人材育成・研修システムの構築、訓練の実施（防災大学校など教育・訓練機能の検討）
- 幅広い経験や専門知識を有するコーディネート人材の育成

防災技術の研究開発・実装

- 防災に関する新技術ニーズの把握・統合
- 被害想定的高度化、災害救助・対応ロボットの開発など関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進

国際展開

- 防災技術や知見、災害の教訓等を活用した国際社会との連携強化
- 防災技術、知見等を活かした防災産業の育成と国際展開